

議案第 4 4 号

岩倉市都市計画税条例の一部改正について

岩倉市都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 4 年 6 月 2 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

## 岩倉市都市計画税条例の一部を改正する条例

岩倉市都市計画税条例（昭和46年岩倉市条例第43号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第16項を附則第17項とする。

附則第15項中「第15項、第17項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項、第39項若しくは第43項」を「第14項、第16項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第34項まで、第36項、第40項若しくは第44項」に改め、同項を附則第16項とする。

附則第14項中「附則第4項及び第6項」を「附則第5項及び第7項」に、「附則第4項及び第7項」を「附則第5項及び第8項」に、「附則第4項、第5項、第7項及び第8項」を「附則第5項、第6項、第8項及び第9項」に、「附則第7項から第9項まで」を「附則第8項から第10項まで」に、「附則第9項の「農地」」を「附則第10項の「農地」」に、「附則第9項の「前年度分の」」を「同項の「前年度分の」」に、「附則第10項から附則第12項まで」を「附則第11項から第13項まで」に、「附則第11項」を「附則第12項」に改め、同項を附則第15項とする。

附則第13項を附則第14項とし、附則第9項から第12項までを1項ずつ繰り下げる。

附則第8項中「附則第4項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第7項中「附則第4項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第6項中「附則第4項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第5項を附則第6項とし、附則第4項を附則第5項とし、附則第3項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条第44項の条例で定める割合）

- 4 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の岩倉市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 新条例の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。